

議案第53号

加西市土地利用委員会設置条例及び加西市開発調整条例の一部を改正する条例の制定について

加西市土地利用委員会設置条例及び加西市開発調整条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成23年9月1日提出

加西市長 西村 和平

加西市土地利用委員会設置条例及び加西市開発調整条例の一部を改正する条例

(加西市土地利用委員会設置条例の一部改正)

第1条 加西市土地利用委員会設置条例（昭和49年加西市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「地方自治法第2条第4項に規定する」を削る。

(加西市開発調整条例の一部改正)

第2条 加西市開発調整条例（平成22年加西市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号ア中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定に基づいて定められた」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）が平成 23 年 5 月 2 日に公布され、平成 23 年 8 月 1 日より施行されたことに伴い、加西市土地利用委員会設置条例（昭和 49 年加西市条例第 7 号）及び加西市開発調整条例（平成 22 年加西市条例第 20 号）について所要の改正を行うもの。

【概 要】

地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止により、地方自治法第 2 条第 4 項に規定する市基本構想の策定義務が撤廃されたことによる。